

瑞浪市不良空家除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、市民生活の安全・安心な住環境を確保し、土地の利活用を図るため、市内に存する不良空家の除却に関し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 不良空家 空家等のうち、建築物であって、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に該当するものをいう。
- (3) 所有者等 不良空家の登記事項全部証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書又は所有者が確認できる書類）に所有権を有するとして登録されている者又はその相続人をいう。

(補助対象の不良空家)

第3条 補助金の交付の対象となる不良空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
 - (2) 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。
 - (3) 1年以上居住の用に供されていないものであること。
 - (4) 敷地内に所有者等が現に使用する別の建築物がないものであること。
 - (5) 補助対象空家に所有権以外の権利が設定されていない、又は全ての所有権者以外の権利者が除却について同意しているものであること。
 - (6) 公共事業による移転等の補償対象となっていないものであること。
 - (7) 所有者等が空家法第22条第3項の規定による措置命令を受けていないものであること。
 - (8) この要綱に基づく補助金以外に補助対象空家の除却に係る他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
 - (9) 所有者等及び補助対象空家の存する土地の登記事項全部証明書に所有権を有するとして登録されている者又はその相続人（以下「土地所有者等」という。）が故意に破損等をしていないものであること。
- 2 補助対象空家の要件を満たすもののうち、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 除却後の跡地を自己の用又はこれと同等の用に利用するもの
- (2) 除却後の跡地について、所有者等が現に使用している土地と相互に連続するひとまとまりの土地として土地利用上現に一体の土地を構成しており一体としての利用に供すると見込まれるもの（ただし、既に跡地の利用が決定しており、前号の規定の適用とならないものは除く。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する個人又は法人であること。
 - ア 補助対象空家の所有者等であること。ただし、複数人の所有者等がいる場合は、全員の同意を得ている者であること。
 - イ 土地所有者等で、補助対象空家の除却について所有者等の同意を得ている者であること。
- (2) 申請時において、瑞浪市に市税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、幼稚園授業料その他市が賦課をする公租公課の滞納がない者であること。
- (3) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者であること。

2 補助対象者は、補助対象空家1件につき、1人とする。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が敷地内に所有する補助対象空家及びこれに付随する工作物(立木その他の土地に定着する物を含む。以下「工作物」という。)を全て除却し、更地にするものであること(土砂の崩壊の抑止又は法面保護のために設けられた擁壁等の除却することで周辺環境の保全に有害となる物を除く。)
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の登録を受けた者が行うものであること。
- (3) 交付決定を受けた年度内に工事が完了するものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象工事に要する経費(工作物の除去に要する経費を除く。)並びに補助対象空家の現地調査費、廃材処理費及び施工管理費並びに補助対象空家内に存する動産の処分に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付の制限)

第8条 補助金の交付回数は、同一の者に対して1回とする。

(事前調査の申し込み)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第11条の規定による交付申請の前に、瑞浪市不良空家事前調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真

(不良空家の判定)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、現地調査等必要な調査を行い、不良空家に該当するか否かについて判定するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定をした場合は、瑞浪市不良空家判定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 前条第2項の規定により不良空家に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助対象工事を契約する前に、瑞浪市不良空家除却事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 除却工事業者の有する建設業の許可(土木、建築又は解体に関するものに限る。)の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を証する図書の写し
- (3) 補助対象空家の登記事項全部証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書又は所有者が確認できる書類)
- (4) 所有者以外の権利者が補助対象空家の除却について同意していることがわかる書類(所有権以外の権利が設定されている場合に限る。)
- (5) 戸籍抄謄本又は法定相続情報一覧図の写し等の所有者との関係がわかる書類(相続人が申請者となる場合に限る。)
- (6) 所有者等が補助対象空家の除却について同意していることがわかる書類(土地所有者等が申請者となる場合に限る。)
- (7) 空家の存する土地の登記事項全部証明書(土地所有者等が申請者となる場合に限る。)
- (8) 複数人の所有者等がいる場合においては、全員の所有者等が補助対象空家の除却について同意していることがわかる書類

(9) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、瑞浪市不良空家除却事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(事業の取下げ)

第13条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後において、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに瑞浪市不良空家除却事業取下届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、瑞浪市不良空家除却事業取下届受理通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を取り消すことを交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事が完了した日から30日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、瑞浪市不良空家等除却事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に関する契約書の写し

(2) 補助対象工事代金領収書の写し

(3) 補助対象工事完了後の施工箇所の写真

(4) 産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト(E票))の写し

(5) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、報告に係る書類の審査を行い、除却工事の結果が適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、瑞浪市不良空家除却事業補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は期限を定め、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 規則及び本要綱に違反したとき。

(2) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 定められた期限までに書類を提出しなかったとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(調査等)

第18条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付決定者に対して、補助対象工事に関する資料提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。